

河合町と佐川急便株式会社との包括的な連携協力に関する協定書

河合町（以下「甲」という）と佐川急便株式会社（以下「乙」という）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の密接な相互の連携及び協働に基づき、甲の地域活性化並びに町民福祉の向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成する為、次の事項（以下「本連携事項」という）について連携する。なお、更なる詳細は別途甲乙協議の上決定する。

- (1) 災害対策（地域防災への協力）に関すること
- (2) 地域の安全・安心に関すること
- (3) 観光支援に関すること
- (4) 地域産品の流通・販売支援に関すること
- (5) 環境保全の推進に関すること
- (6) その他、地域活性化に関すること

（協力）

第3条 乙は、乙のグループ会社が本連携事項の一部を当事者として実施することを甲に提案できる。この場合、それぞれの当事者の責任範囲や諸条件については別途かかる当事者間で協議の上決定するものとする。

2 乙は、本連携事項の全部又は一部を第三者に再委託することができる。なお、乙は再委託先の行為について自らが本連携事項を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。

（機密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た相手方の機密情報を本連携事項の履行に必要な範囲を超えて第三者に開示してはならないものとし、本協定の効力が失われた後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、相手方の承諾を得た場合は第三者に本協定に関して知り得た情報を開示することができる。

(反社会的勢力)

第5条 甲及び乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号に定める「暴力団」、同条第6号に定める「暴力団員」、その他「暴力団」又は「暴力団員」に準じる反社会的勢力又は人物との一切の関係を持たないことを確約する。

(協定の変更)

第6条 甲又は乙が本協定の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により相手方に終了の申し出を行わないときは、本協定は更に1年間継続されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の決定)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年11月28日

(甲) 奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号

河合町

町 長

(乙) 京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地

佐川急便株式会社 京都支店

支店長